

令和 7 年
綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

3 2	綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	4
3 3	綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例	5
3 4	綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
3 5	動産の取得について（ガス式連続焼物機）	8
3 6	市道路線の認定について（R 8 8 0－2）	9
3 7	市道路線の認定について（R 1 6 2 9－7）	1 0
3 8	綾瀬市総合計画 2 0 3 0 基本構想の変更について	1 1
3 9	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊
4 0	令和 7 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 3 号）	別 冊

報 告

4	令和 6 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1 8
5	令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	2 0
6	令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	2 2
7	令和 6 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）について	2 4

綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和 5 3 年綾瀬町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部綾瀬市青少年相談室運営協議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

綾瀬市青少年相談室運営協議会を廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市立公民館条例及び綾瀬市自治会館条例の一部を改正する条例

(綾瀬市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 綾瀬市立公民館条例（平成 26 年綾瀬市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「綾瀬市立中央公民館北の台地区センター」を「綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザ」に改める。

別表第 3 中綾瀬市立中央公民館北の台地区センターの項を次のように改める。

綾瀬市立中央公民館 北の台コミュニティ プラザ	多目的交流室	1 時間	950 円
	多目的交流室（コミュニティスペースと一体的に利用する場合）	1 時間	1,450 円
	文化活動室	1 時間	600 円
	会議室	1 時間	500 円
	調理室	1 時間	350 円

(綾瀬市自治会館条例の一部改正)

第 2 条 綾瀬市自治会館条例（平成 26 年綾瀬市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表蓼川自治会館の項中「綾瀬市蓼川 2 丁目 11 番 33 号」を「綾瀬市蓼川 2 丁目 1 番 12 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の綾瀬市立公民館条例（以下「改正後の公民館条例」という。）別表第 2 に規定する綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザの利用の手続その他の管理に関し必要な行為は、改正後の公民館条例別表第 2 及び別表

第3の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 3 綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成28年綾瀬市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則第1号イ(オ) を次のように改める。

(オ) 綾瀬市立中央公民館北の台コミュニティプラザ

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市立中央公民館北の台地区センターの再編により新たに設置される施設の名称及び利用料金を定めるとともに、蓼川自治会館の移転に伴いその位置を変更するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年綾瀬市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

題名中「綾瀬市家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第 1 条中「「家庭的保育事業等」という。）」の次に「及び法第 6 条の 3 第 2 3 号に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）」を加える。

第 2 条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第 5 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項に基づき条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定める基準の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動 産 の 名 称 ガス式連続焼物機
- 2 契 約 金 額 22,330,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県藤沢市大庭5254番地8 辰巳ビル102
タニコー株式会社 湘南営業所
所長 小俣 博
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

ガス式連続焼物機を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 880-2号線	深谷中三丁目 3569番16地先	深谷中三丁目 3569番10地先	41.1	4.5 ～5.0	

令和 7 年 6 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路 線 名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1629-7号線	寺尾南三丁目 723番13地先	寺尾南三丁目 723番9地先	53.9	4.5	

令和 7 年 6 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

綾瀬市総合計画 2030 基本構想の変更について

綾瀬市総合計画 2030 基本構想を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

1 基本構想 6 戦略プロジェクトの変更

- (1) 「稼ぐ 4 「ロケのまち あやせ」ならでは観光プロジェクト」を「稼ぐ 1 あやせ産業連携プロジェクト」に変更（別紙 1）
- (2) 「稼ぐ 1 道の駅から始まる綾瀬市活性化プロジェクト」及び「稼ぐ 5 中心市街地魅力 UP リニューアルプロジェクト」を「稼ぐ 4 中心市街地の魅力と地域活力 UP プロジェクト」に変更（別紙 2）

2 基本構想 7 実現化方策の変更

実現化方策に「DX の推進」を追加（別紙 3）

令和 7 年 6 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

綾瀬市の市政運営の基本となる基本構想を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により提案するものであります。

稼ぐ 1 あやせ産業連携プロジェクト

【目指す姿】

農業、商業、工業、市内外の関係機関との連携が進み、地域にある資源を生かした新たな「まちの魅力」が創出・発信され、多くの人々が訪れ、集い、にぎわいにあふれています。

綾瀬で生産されたものが様々な場所で販売され地域で活用されることで、地産地消の意識の高まりとともに「まちの魅力」や「住みやすさ」も向上し、シビックプライドも醸成され、定住人口や交流人口の増加につながり、活力あふれるまちになっています。

【取り組みの方向】

〈産業各分野の連携の推進〉

農・商・工 各分野の強みを生かした連携による「稼ぐ」を支援します。

◆主な取り組み

- 産業連携に係るプラットフォームの構築
- 新商品開発支援事業
(グルメ商品や特産品、名産品の開発)
- 地場産品活用推進支援
- 産業連携による6次化の支援
- 新技術の開発、新分野への進出の支援

〈「あやせ産業全体のブランド化」の促進〉

綾瀬の各産業を束ねて全体でブランド化するとともに広く発信することで「稼ぐ」産業を目指します。

◆主な取り組み

- 産業全体のブランド化に向けたコンサルタントの活用
- ガイドブックやメディア活用によるPRの推進
- アンテナショップ等の活用による対外的なPR
- イベントを活用したPRの推進

〈販路の開拓・販売促進〉

市内事業者の販路開拓等を促進することで実感できる「稼ぐ」に繋がります。

◆主な取り組み

- 見本市出展、産業商談会の推進
- 広域で商談・交流を行う機会の創出
- 経営改善や販路開拓コンサルタントによる経営基盤の支援
- 販売促進に繋がる取り組みに対する支援
- オンラインショップなどを活用した販路拡大

【期待される主な効果】

- ・市内産業の活性化と市内消費の拡大
- ・新たな創業、新商品開発がしやすい環境の形成
- ・本市の魅力、知名度の向上
- ・定住人口、交流人口、関係人口(注)の増加
- ・市内産業における競争力の向上

【現状・課題】

社会経済の環境変化等により、顧客ニーズが多様化している中、それらの変革に対応した個々の事業者支援のみではなく、各産業における連携強化やブランド力の向上など、本市ならではの産業活性化に向けたサポートが必要です。

今後、生産年齢人口の減少による市場規模の縮小と生産活動への影響も更に進むことが考えられることから、今後も競争力の高い産業を維持・発展させていくためにも先々を見据えた伴走型の産業支援を行うとともに、本市産業のブランド化や農商工各産業の連携推進に取り組む必要があります。

【取り組みの展開】

〈STEP 1〉

連携体制の構築

商工会や農協をはじめ、関係各機関との連携体制の強化を図り、産業連携体制の地盤づくりを進めます。

〈STEP 2〉

マッチングに対する支援

農商工の各事業者等による連携強化を推進するため、企業間や産学官のマッチングを支援します。

〈STEP 3〉

新商品開発への支援

中心市街地の活性化を見据えた市内事業者による新商品開発や6次化に対し支援を強化します。

〈STEP 1〉

ブランドイメージの検討

コンサルタントの支援を受け、商工会や農協とともに本市の産業、全体に係るブランドイメージについて検討を行います。

〈STEP 2〉

情報発信

ガイドブックやメディアを活用し本市産業の魅力を発信、本市産業のブランド化を図ります。

〈STEP 3〉

ブランドの活用

ブランドを活用した市内産業の競争力の強化を図るとともにブランドによるシビックプライドの醸成を図ります。

〈STEP 1〉

販路開拓ノウハウに対する支援

市内事業者における販路開拓について、専門家等による伴走型支援を行います。

〈STEP 2〉

販路開拓等への支援

市内事業者の積極的な販路開拓や販売促進に向けた取り組みに対して支援を強化します。

〈STEP 3〉

ブランドを活用した販路開拓の促進

ブランドを活用した販路開拓を推進するとともに更なる連携強化を図ります。

(注) 関係人口：地域に居住していないが、その地域に関心を持ち、地域とさまざまな形で関わる人々を指す。地域づくりの担い手になっていく可能性がある人々。

稼ぐ 4 中心市街地の魅力と地域活力UPプロジェクト

【目指す姿】

中心市街地では、これからの本市の活性化を促進する舞台として、既存施設と新規施設の相乗効果による利便性や魅力の向上から新たなにぎわいが創出されています。

民間活力により、買い物、食事、趣味、教育、文化などが楽しめる施設が整備され、集客力が高まり、地域経済が活性化しています。

【取り組みの方向】

〈中心市街地の魅力と利便性向上〉

商業施設のリニューアルが完了し、魅力的な中心市街地となるよう市民文化センターエリアのリニューアルや地域振興策の検討を進め、魅力と利便性の向上を図ります。

◆主な取り組み

- 市民文化センターエリアにおける、魅力向上につながる民間活用
- 公共施設の再編
- 商業施設と公共施設の連携の仕組みづくり
- 中心市街地の魅力向上のための地域振興策
- 多くの人を引き寄せるための地域資源の活用

〈綾瀬スマートＩＣを活用した 地域活力の向上〉

綾瀬スマートＩＣの広域アクセス性を生かした新たな拠点形成により地域経済の活性化を図ります。

◆主な取り組み

- 綾瀬スマートＩＣを活用した新たな拠点の形成
- 中心市街地における地域振興策との連携
- 計画的な市街地整備手法の検討
- 交通ネットワークの形成
- 道路ネットワークの形成

【期待される主な効果】

- ・ 中心市街地の魅力・利便性の向上
- ・ 関係人口の増加
- ・ 市内消費拡大、地域経済の活性化
- ・ 教育、文化、生涯学習環境の向上

【現状・課題】

地域振興・地域活性化を進めるため、中心市街地の活性化と綾瀬スマートＩＣから中心市街地をつなぐ県道４２号沿道の事業展開により、にぎわいを創出していく必要があります。

若者や子育て世代が楽しむことができ、多世代の人々が集い、憩える場所が少ないことから、商業施設の展開と併せて人が集い交流することのできる場所、生涯学習、市民活動を促進する場所としてなど、魅力ある利便性の高い中心市街地を形成する必要があります。

綾瀬スマートＩＣの開通による効果を生かすための施策が必要です。

【取り組みの展開】

〈STEP 1〉

魅力ある中心市街地づくり ①

新たな商業施設による活性化を図ります。併せて、地域振興策（道の駅など）の検討を進めます。

〈STEP 2〉

魅力ある中心市街地づくり ②

市民文化センターエリアの再編方針の検討を進めます。また、県道４２号沿道との連携の仕組みづくりを進めます。

〈STEP 3〉

魅力ある中心市街地づくり ③

中心市街地の公共施設と商業施設、並びに県道４２号西側に広がる優良農地とのにぎわいを創出する取り組みを進めます。

〈STEP 1〉

まちづくりの検討

綾瀬スマートＩＣを活用したまちづくりの検討を図ります。

〈STEP 2〉

計画的な整備手法の検討

中心市街地における地域振興策との連携及び計画的な市街地整備手法を検討します。

〈STEP 3〉

地域経済の活性化

綾瀬スマートＩＣの広域アクセス性を生かした新たな拠点形成に向け、基盤整備を実施します。

7 実現化方策

10年後のまちの姿を実現するためには、単に戦略プロジェクトの取り組みを進めるのではなく、常に成果を意識しつつ、必要な情報、資源、手段を駆使し、市民や事業者との連携を高め、行政としての政策実行力を向上させていくことが必要です。

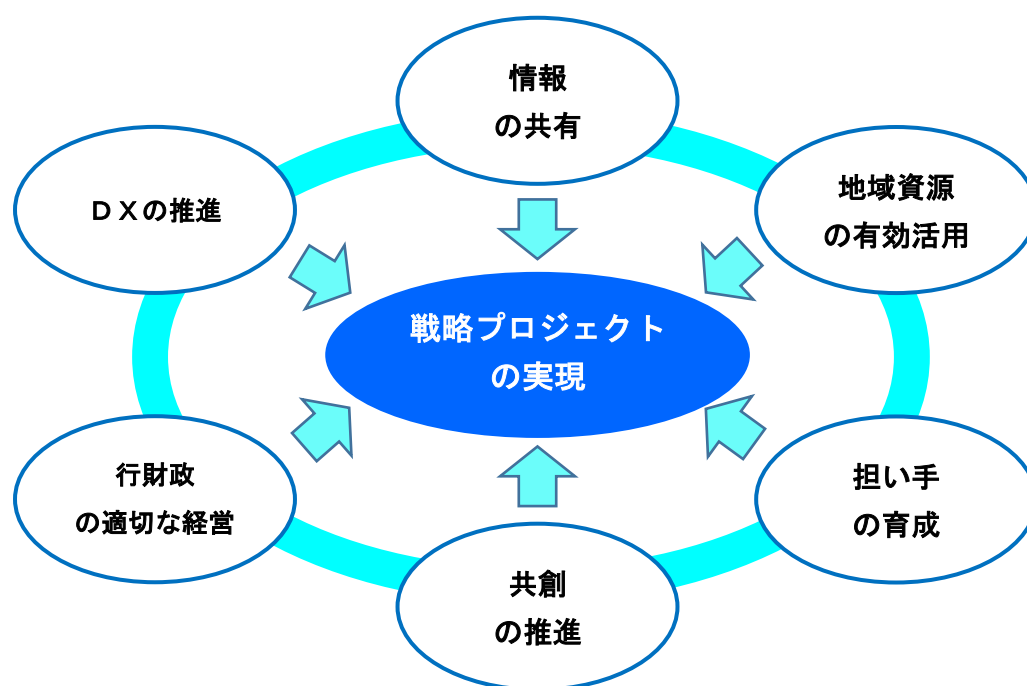
こうしたことを踏まえ、次の6つを実現化方策として設定します。

【実現化方策】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 情報の共有 | 4 共創の推進 |
| 2 地域資源の有効活用 | 5 行財政の適切な経営 |
| 3 担い手の育成 | 6 DXの推進 |

これらは、戦略プロジェクトの実現に向けた共通の基盤であるとともに、相互に連携することで実現化方策自体が相乗効果を生み出しながら、戦略プロジェクトを推進していくことを目指します。

例) 市民と地元企業と市が情報共有して進める ⇒ 地域資源などの再発見・特産品の開発
多様な担い手づくりを意識しながら進める ⇒ 地域での新たな連携・協力関係の形成



「共創」の考え方

市民・事業者・行政などの各主体が、共に創り出すことを目指して、「参加」「参画」「協働」を超えた新たな地平でパートナーシップを形成することにより、革新的な活動や成果を生み出すこと。

6 DXの推進

「だれもが便利で簡単に、生き生きとした暮らし」に向け、デジタル技術を活用して、市民サービスの利便性の向上と地域の課題解決を進めていきます。

(1) だれもが便利で簡単なデジタル化

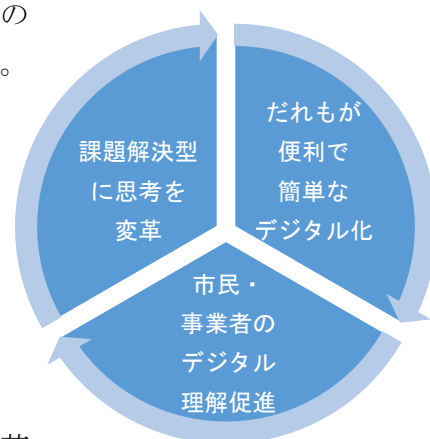
全てのひとが、デジタルサービスにアクセスでき、デジタル化の恩恵を受けられる「だれにも優しいデジタル化」に取り組みます。

(2) 市民・事業者のデジタル理解促進

市民や事業者の方々の理解を深めながら、「綾瀬市DX推進計画」を指針として、「皆で支え合うデジタル共生社会」づくりを、全市一体となって進めます。

(3) 課題解決型に思考を変革

DXに必要とされる、自ら変革を進める姿勢を持つよう意識改革を進め、課題解決と地域の特性を生かした地方創生に向けて、さらなる改善につなげます。



令和 6 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

令和 6 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市有財産管理経費	円 38,317,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯に対する臨時特別支援事業（令和 6 年度追加分）	308,611,000
		住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援事業（令和 6 年度追加分）	69,859,000
6 農林水産業費	1 農業費	早川春日原整備事業	3,750,000
8 土木費	4 都市計画費	公共下水道事業会計出資金	10,510,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	136,772,000
	3 中学校費	中学校施設改修事業	252,176,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円 34,263,000	円	円	円	円	円	円 34,263,000
80,496,000		80,496,000				
29,394,000		29,394,000				
3,750,000						3,750,000
10,510,000						10,510,000
136,772,000		29,035,000		96,100,000		11,637,000
252,176,000		49,317,000		199,000,000		3,859,000

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 6 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算

令和 6 年度綾瀬市一般会計継続

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 6 年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務 管理費	庁舎屋上防水 外壁等改修 工事	円 741,660,000	円 133,581,000	円	円 133,581,000
		庁舎内装改装 工事	348,840,000	62,160,000		62,160,000
		庁舎照明改修 工事	332,200,000	60,400,000		60,400,000
		庁舎昇降機 改修工事	47,920,000	8,712,000		8,712,000
		庁舎自家発電 設備直流電源 盤更新工事	14,575,000	5,830,000		5,830,000
		市庁舎植栽 整備工事	39,994,000	15,998,000		15,998,000
3 民生費	1 社 会 福祉費	もみの木園 建設工事	734,100,000	292,904,000		292,904,000
8 土木費	4 都 市 計画費	光綾公園再整 備工事（南側 エリア）	273,788,000	52,512,000		52,512,000
10 教育費	2 小学校費	綾西小学校 空調設備機能 復旧工事	196,380,000	38,320,000		38,320,000
	4 社 会 教育費	（仮称）蓼川 コミュニティ 供用施設建設 工事	519,370,000	207,260,000		207,260,000
		早園地区セン ター解体工事	78,150,000	30,962,000		30,962,000

書を調製したので報告します。

費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国 県 支出金	地方債	その他
円 116,159,000	円 17,422,000	円 17,422,000	円 17,422,000	円	円	円
47,000,000	15,160,000	15,160,000	15,160,000			
53,396,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000			
7,200,000	1,512,000	1,512,000	1,512,000			
	5,830,000	5,830,000	5,830,000			
15,170,000	828,000	828,000	828,000			
246,658,000	46,246,000	46,246,000	46,246,000			
52,500,000	12,000	12,000	12,000			
29,310,000	9,010,000	9,010,000	9,010,000			
158,391,000	48,869,000	48,869,000	48,869,000			
28,368,000	2,594,000	2,594,000	2,594,000			

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管きよ改良 事業	129,883,000	48,659,600	59,420,000
		終末処理場改良事業	139,874,000	77,809,365	60,500,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
円	円	円	円	円	
28,610,000	20,300,000	10,510,000	21,803,400		国の補正予算に伴い、令和7年度に予定している工事を前倒ししたことにより、年度内に完了しなかったため
33,275,000	27,200,000	25,000	1,564,635		令和6年度に予定していた工事が計画の一部変更により、年度内に完了しなかったため

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管きよ改良 事業	50,000,000		49,060,000

越計算書（事故繰越し）を調製したので報告します。

越計算書（事故繰越し）

よる建設改良費の事故繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
円	円	円	円	円	
24,530,000	24,500,000	30,000	940,000		一部工場の倒産の影響で電気設備の納品が延長となったことにより、年度内に完了しなかったため

令和7年6月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦